

令和4年9月13日

第3回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
同意第 1 号	厚真町教育委員会委員の任命について
同意第 2 号	自治功労賞表彰について
同意第 3 号	自治功労賞表彰について
議案第 1 号	厚真町災害対策本部条例の一部改正について
議案第 2 号	厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 3 号	厚真町生活会館条例の一部改正について
議案第 4 号	厚真町スポーツ施設設置条例の一部改正について
議案第 5 号	厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 6 号	厚真町野営場設置条例の一部改正について
議案第 7 号	厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 8 号	損害賠償額の決定について
議案第 9 号	豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その４）請負契約の締結について
議案第 10 号	財産の取得について
議案第 11 号	財産の取得について
議案第 12 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 13 号	令和４年度厚真町一般会計補正予算（第６号）について
議案第 14 号	令和４年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第 15 号	令和４年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算（第１号））について
議案第 16 号	令和４年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について
報告第 1 号	所管事務調査報告（各常任委員会）について
報告第 2 号	委員会調査報告（北海道胆振東部復興特別委員会、新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会）について
報告第 3 号	財政援助団体等に関する監査の結果報告について

報告第 4 号	定期監査の結果報告について
報告第 5 号	現金出納例月検査の結果報告について
報告第 6 号	教育委員会の事務事業の点検・評価報告について
報告第 7 号	令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
認定第 1 号	令和 3 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 3 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 3 年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 3 年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 3 年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 3 年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

同意第 1 号

厚真町教育委員会委員の任命について

厚真町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

[REDACTED]

[REDACTED]

同意第 2 号

自治功労賞表彰について

厚真町表彰条例により、次の者を自治功労賞表彰したいので、同条例第 3 条第 3 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

住 氏 所 名 (生年月日)	事 績 の 概 要	公 職 歴 等
	平成12年から平成23年まで3期10年余にわたり厚真町議会議員として在任しました。平成19年からは厚真町監査委員の重責を務められ、地域振興と町政の発展に大きく貢献されました。また昭和37年から平成28年まで54年の長きにわたり厚真町消防団に奉職され、その間副団長と団長を歴任され、町民の生命財産の安全保護に尽くされた功績は誠に顕著であります。	厚真町議会議員 自 平成12年10月16日 至 平成23年 4月30日 厚真町監査委員 自 平成19年 5月 8日 至 平成23年 4月30日 厚真町土地開発公社監事 自 平成19年 5月 9日 至 平成23年 4月30日 厚真町国民保護協議会委員 自 平成24年 7月25日 至 平成28年 7月24日 厚真町防災会議委員 自 平成25年 6月22日 至 平成29年 6月21日 厚真町消防団 自 昭和37年 4月 1日 至 平成28年 3月31日 厚真町消防副団長 自 平成20年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 厚真町消防団長 自 平成24年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

同意第 3 号

自治功労賞表彰について

厚真町表彰条例により、次の者を自治功労賞表彰したいので、同条例第 3 条第 3 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

議案第 1 号

厚真町災害対策本部条例の一部改正について

厚真町災害対策本部条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町災害対策本部条例の一部を改正する条例

厚真町災害対策本部条例（昭和３８年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し並びに同条第１項及び第２項中「班」を「部及び班」に改め、同条第３項中「班に班長を」の前に「部に部長を」を加え、同条第４項中「班長」の前に「部長は部の事務を掌理し、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

厚真町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア①中「第２条の４の規定」の前に「当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、」を、「２歳」の前に「当該子が」を加え、同号イ中「第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下、この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）」を「次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、同号イの次に次のように加える。

ウ その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この①において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第３号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、その

いずれかの日)) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日 (当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合) とする」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業

をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に」を「引き続いて」に改め、「引き続き」を削り、「伴い、」の次に「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」を加え、「当該引き続き任用される」を「当該任用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規程の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 号

厚真町生活会館条例の一部改正について

厚真町生活会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町生活会館条例の一部を改正する条例

厚真町生活会館条例（昭和 5 1 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表吉野生活会館の項及び高丘生活会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

厚真町スポーツ施設設置条例の一部改正について

厚真町スポーツ施設設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

厚真町スポーツ施設設置条例（昭和５９年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

浜厚真野原公園サッカー場	厚真町字浜厚真３００番地８
--------------	---------------

第６条第２項中「別表第３」を「別表第４」に改め、同項第１号中「上厚真運動広場」の次に「、上厚真中央公園運動広場」を加え、同項第２号中「トレーニング室」の次に「及び浜厚真野原公園サッカー場」を加え、同項第４号に次のただし書を加える。

ただし、第１２条の規定により指定管理者が施設の管理をする場合において、指定管理者が収受する第１３条に規定する利用料金については、この限りでない。

第９条を第１５条とし、第８条の次に次の６条を加える。

（目的外使用等の禁止）

第９条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別な設備等の許可）

第１０条 使用者は、施設の使用に当たり、特別の設備をし、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第１１条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

２ 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用は、使用者の負担とする。

（指定管理者による管理）

第12条 教育委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の使用許可及びその取消し等に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 施設の利用促進に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務に関すること。

3 第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第4条、第5条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び第7条に規定する加算料金（以下「利用料金等」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 使用者は、第6条第1項前段及び第2項の規定に関わらず、利用料金等を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表1から別表4までに定める金額の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、第6条第1項ただし書きに従い、利用料金の徴収の猶予又は利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（物品等の販売）

第14条 指定管理者は、指定管理を行うスポーツ施設において、物品（飲食物等を含む。）の販売を行うときは、事前に教育委員会と協議するものとする。

る。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第6条関係）

1 浜厚真野原公園サッカー場使用料

種 類	単 位	使用料		
		1 日	半日	1 時間
競技会平日	1 面	5 0, 5 1 0 円	2 5, 2 5 0 円	6, 3 1 0 円
競技会土日祝日	1 面	6 0, 6 1 0 円	3 0, 3 0 0 円	7, 5 7 0 円
練習平日	1 面	2 5, 2 5 0 円	1 2, 6 2 0 円	3, 1 5 0 円
練習土日祝日	1 面	3 0, 3 0 0 円	1 5, 1 5 0 円	3, 7 8 0 円
更衣室	棟	1, 6 5 0 円	8 2 0 円	2 0 0 円
本部室	棟	1, 3 0 0 円	6 5 0 円	1 6 0 円

備考

- 1 使用するための準備時間及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 2 使用時間の区分は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 号

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「2人以上」の次に「（利用者が20人未満の支援の単位であつて、同一の放課後児童健全育成事業所の他の支援の単位においても支援の提供が行われている場合は、他の放課後児童支援員と緊密な連携を保ちながら支援の提供を行える場合に限り、1人以上）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

厚真町野営場設置条例の一部改正について

厚真町野営場設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町野営場設置条例の一部を改正する条例

厚真町野営場設置条例（昭和５９年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条を第７条とし、第４条の次に次の２条を加える。

（指定管理者による管理）

第５条 町長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。

２ 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（１）施設の維持及び管理運営に関すること。

（２）施設の利用促進に関すること。

（３）施設の利用許可等に関すること。

（４）施設の利用料金の徴収に関すること。

（５）その他町長が定める業務

３ 第１項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第３条第１項、第３条第３項及び第４条第２項の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第６条 町長は、前条第１項の規定により指定管理者に第２条に規定する施設の管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。

２ 施設の利用許可を受けたものは、第３条の規定に関わらず、利用料金等を指定管理者に支払わなければならない。

３ 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。

４ 指定管理者は、第３条第１項ただし書に従い、利用料金の徴収の猶予又は

利用料金の全部若しくは一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年条例第２１号）の
一部を次のように改正する。

附則中「令和４年９月３０日」を「令和４年１２月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

損害賠償額の決定について

令和 4 年 3 月 22 日に発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 13 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 事故発生日時 令和4年3月22日（火）
- 2 事故発生場所 町道鹿沼上沼線（字鹿沼42番地1）
- 3 被害者 苫小牧市沼ノ端255番地352
株式会社トランスワーク
代表取締役 橋本 顕 氏
- 4 事故の概要 上記事故発生場所において、被害者所有の車両が通行したところ、道路側溝のグレーチング蓋が勢いよく跳ね上がり、車両下部の燃料タンクを破損した。
- 5 示談内容 本件は、町の道路管理上の瑕疵による事故であり、被害者において、事前に道路状況を予見することが不可能なことから、過失割合を10割とし本件の合意に至った。
- 6 損害賠償額 4,077,762円

議案第 9 号

豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その 4）請負契約の締結
について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 契約の目的 豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その４）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 １７２，３７０，０００円
- 4 契約の相手方 丸彦渡辺・木本特定建設工事共同企業体
代表者 苫小牧市若草町５丁目５番１号
丸彦渡辺建設株式会社苫小牧支店
支店長 佐藤 靖浩
構成員 勇払郡厚真町本町３０番地
有限会社木本建設
代表取締役 木本 宏

議案第 10 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和 4 年 9 月 13 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 財産の名称 古民家（旧幅田邸）
- 2 規模・構造等 設置場所 厚真町字豊沢 2 4 4－1 他 1 筆
構造 木造平屋建
延床面積 3 1 4．4 8 m²
- 3 財産の種類 不動産（建物）
- 4 取得の方法 随意契約
- 5 取得金額 2 0 2，8 4 4，4 0 0 円
- 6 取得の相手方 2 0 2 1 厚真町古民家再生プロジェクト連合体
代表企業 武部建設株式会社
構成企業 株式会社アトリエアク、株式会社クーバル
株式会社サウンドプラン、株式会社タビノネ

議案第 11 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和 4 年 9 月 13 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 財産の名称 厚真中学校グランド公認用器具
- 2 仕様 財産の取得に関する資料のとおり
- 3 財産の種類 動産（物品）
- 4 取得の方法 指名競争入札
- 5 取得金額 26,290,000円
- 6 取得の相手方 まこと商事
小納谷 誠司

議案第 1 2 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、富里辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を次のように変更しようとする。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

総合整備計画書

北海道勇払郡厚真町 富里辺地
(辺地の人口 63人、面積 5.7k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
勇払郡厚真町字富里
- (2) 地域の中心の位置
勇払郡厚真町字富里187番地8
- (3) 辺地度数
173点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 公民館その他の集会施設 ～ 平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により被災(全壊)した地域公民館(防災拠点施設)を新たに整備することで、少子高齢化、人口減少が進む富里地区のコミュニティ維持・向上を図り、安全・安心で住みよい地域づくりを目指す。
- 道 路 ～ 本事業は、町道富里線の道路改良事業である。平成30年9月6日発生 of 北海道胆振東部地震の際には北部地区(幌内地区)へアクセスする主要道道上幌内早来停車場線が被災を受け一時不通となり、当該路線は上幌内早来停車場線のバイパス道路として緊急車両、避難車両、一般車両の交通を支えた。本道路は1車線道路であり、車両のすれ違いができず、老朽化が進んでおり、交差する道路との接続形状が良好ではない。路線の拡幅改良を行いバイパス道路、北部地域の避難路として地域交通の確保に資するものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館その他の集会施設 (防災施設整備事業)	厚真町	(183,925)	(87,270)	(96,655)	(96,500)
道 路 (富里線整備事業)	厚真町	(268,862) 0	(134,000) 0	(134,862) 0	(130,000) 0
合計		(452,787) 183,925	(221,270) 87,270	(231,517) 96,655	(226,500) 96,500

上段括弧書き：変更後、下段：変更前

報告第 7 号

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づくそれぞれの比率について監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.5	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

() は早期健全化基準

資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20.0
公共下水道事業特別会計	—	

厚 監 査 号
令和4年 8月24日

厚真町長 宮坂 尚市朗 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

この健全化判断比率審査は、令和3年度厚真町一般会計及び特別会計等の決算書等に基づき、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和3年度算定 健全化判断比率	基 準 (参 考)	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15 %	20 %
連結実質赤字比率	— %	20 %	30 %
実質公債費比率	10.5 %	25 %	35 %
将来負担比率	— %	350 %	

注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

3 将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っていることから算定されない。

2 個別意見

(1) 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は、10.5 %（前年度比 0.8 ポイント）となっており、早期健全化基準の25 %を下回っているが、今後ともより一層の財政の健全化に努められるとともに、慎重な財政運営を行ってほしい。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この資金不足比率審査は、令和3年度厚真町の各公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	令和3年度算定 資金不足比率	経営健全化基準 (参考)
簡易水道事業特別会計	— %	20 %
公共下水道事業特別会計	— %	20 %

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

認定第 1 号

令和 3 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度厚真町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

認定第 2 号

令和 3 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

認定第 3 号

令和 3 年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

認定第 4 号

令和 3 年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

認定第 5 号

令和 3 年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

認定第 6 号

令和 3 年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 3 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚 監 査 号
令和4年8月24日

厚真町長 宮 坂 尚市朗 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

令和3年度厚真町各会計歳入歳出決算審査結果について
地方自治法第233条第2項の規定による、令和3年度厚真町の一般会計、
国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、
簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の審査結果
について、別紙のとおり意見を付して提出します。

決 算 の 概 要 及 び 意 見

1 審査対象

- 1) 令和3年度厚真町一般会計歳入歳出決算
- 2) 令和3年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3) 令和3年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4) 令和3年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5) 令和3年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 6) 令和3年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和4年8月3日（水）、18日（木）、22日（月）の3日間

3 審査方法

令和3年度厚真町各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び決算参考資料について、所管担当者の説明を求め、計数の正否及び予算執行の適否について審査を行った。

4 決算の概要

1) 各会計の総括

令和3年度厚真町各会計の決算を総括すると、

- ・ 歳入決算額は、157億9,370万1,152円
（一般会計 135億8,392万2,297円、特別会計 22億977万8,855円）
- ・ 歳出決算額は、145億5,743万6,474円
（一般会計 124億41万9,446円、特別会計 21億5,701万7,028円）
- ・ 歳入歳出差引残額は、12億3,626万4,678円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）5億2,002万8,734円を差し引いた実質収支額は、7億1,623万5,944円である。

○ 財政収支の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	10,742,234	10,421,617	320,617	44,989	275,628	115,699
29	10,692,681	10,429,619	263,062	16,579	246,483	△29,145
30	16,012,640	12,107,081	3,905,559	1,840,129	2,065,429	1,818,946
元	25,221,970	22,838,321	2,383,649	681,146	1,702,503	△362,926
2	20,905,115	19,883,717	1,021,398	280,481	740,917	△961,586
3	15,793,701	14,557,436	1,236,265	520,028	731,235	△14,857

2) 一般会計

歳入歳出の決算額は、

- ・ 歳 入 135 億 8,392 万 2,297 円（予算現額に対する割合 92.59%）
- ・ 歳 出 124 億 41 万 9,446 円（予算現額に対する割合 84.53%）

歳入歳出差引残額は、11 億 8,350 万 2,851 円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）5 億 1,992 万 9,000 円を差し引いた実質収支額は、6 億 6,357 万 3,851 円である。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し、10 億 8,678 万 5,703 円の減、調定額に対する収入率は、99.71%（前年度 99.75%）で、収入未済額は、3,916 万 1,769 円である。
- ・ 収入未済額の内訳は、多い順に 1 款町税で 2,191 万 5,459 円（55.96%）、13 款使用料及び手数料で 1,248 万 8,362 円（31.89%）、16 款財産収入で 454 万 1,645 円（11.60%）、20 款諸収入で 21 万 6,303 円（0.55%）である。
- ・ 不納欠損額は、67 万 7,930 円であり、全額 1 款町税である。

○ 地方交付税の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
金 額	1,725,315	1,623,006	6,869,622	3,383,897	3,396,061	3,865,226
構成比	25.02%	21.41%	49.66%	15.29%	18.91%	28.45%

○ 町税の年度別収入状況（参考）

（単位：千円）

年 度	予算現額	調定額 (A)	収 入 済 額			不 納 欠損額	収 入 未済額
			金額(B)	構成比%	B/A%		
28	1,687,461	1,703,321	1,688,675	24.48	99.14	209	14,437
29	1,627,488	1,640,377	1,625,254	21.44	99.08	1,216	13,907
30	1,462,068	1,677,780	1,661,538	12.01	99.03	507	15,734
元	1,527,239	1,631,690	1,617,239	7.31	99.11	521	13,931
2	1,538,613	1,717,379	1,690,432	9.41	98.43	505	26,443
3	1,557,293	1,714,944	1,692,351	12.46	98.68	677	21,915

○滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）

（単位：千円）

税 目	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
町民税(個人)	2 件	11 件	43 件	6 件	16 件	10 件
	70	337	1,492	760	1,148	320
町民税(法人)	1 件	0 件	0 件	0 件	4 件	3 件
	50	0	0	0	3,345	8,873
固 定 資 産 税	13 件	15 件	32 件	21 件	38 件	14 件
	783	1,077	1,587	1,037	8,846	745
軽 自 動 車 税	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	7	0	0	0
公営住宅使用料	11 件	16 件	20 件	14 件	8 件	6 件
	1,117	1,660	3,618	2,531	1,292	766
農業費分担金	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
学校給食事業収入	0 件	0 件	1 件	1 件	2 件	0 件
	0	0	47	21	30	0
公営住宅共益費	5 件	13 件	14 件	13 件	7 件	0 件
	14	44	88	49	13	0
単身者住宅共益費	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
土地・建物貸付収入	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
	0	1	77	0	0	0
駐車場使用料	8 件	14 件	14 件	15 件	6 件	0 件
	17	54	94	69	11	0
単身者住宅 駐車場使用料	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
特公賃・定住促 進住宅使用料	2 件	3 件	2 件	1 件	0 件	0 件
	144	144	569	36	0	0
特公賃・定住促進住宅 駐車場使用料	3 件	3 件	1 件	1 件	0 件	0 件
	2	3	9	1	0	0
特公賃・定住促 進住宅共益費	3 件	3 件	1 件	1 件	0 件	0 件
	2	2	6	1	0	0
保育料(常設・こども 園)	0 件	0 件	2 件	0 件	2 件	0 件
	0	0	102	0	3	0
一 時 保 育	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
育英資金貸付収入	2 件	2 件	4 件	0 件	0 件	0 件
	80	100	213	0	0	0
その他の収入	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
	0	0	0	0	0	
合 計	50 件	81 件	136 件	73 件	83 件	33 件
	2,279	3,422	7,909	4,505	14,688	10,704

○ 不納欠損処分状況（参考）

（単位：千円）

税 目	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
町民税(個人)	0 件	14 件	0 件	1 件	5 件	1 件
	0	696	0	13	130	35
町民税(法人)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
固 定 資 産 税	7 件	6 件	6 件	6 件	5 件	11 件
	202	506	507	508	375	643
軽 自 動 車 税	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	7	14	0	0	0	0
特別土地保有税	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
公営住宅使用料	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	1,445	0	0	0	0
公営住宅共益費	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	16	0	0	0	0
学校給食事業収入	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	116	0	0	0	0	0
保 育 料 (常設保育所)	2 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	439	177	0 件	0	0	0
合 計	12 件	27 件	6 件	7 件	10 件	12 件
	764	2,854	507	521	505	678

② 歳 出

- ・ 歳出決算額に対する各款別の構成比率の高い主な費目は 2 款総務費の 27.80%、8 款土木費の 17.00%、3 款民生費の 8.82%、12 款給与費の 8.43%、11 款公債費の 7.73%の順である。
- ・ また、予算執行率の高い主な費目は、12 款給与費の 99.95%、5 款労働費の 99.82%、1 款議会費の 98.58%、11 款公債費の 96.70%、10 款教育費の 95.25%の順である。
- ・ 翌年度繰越額(繰越明許費及び事故繰越し)は 8 款土木費で 8 億 9,207 万 1,198 円、2 款総務費で 3 億 7,265 万 3,000 円、6 款農林水産業費で 8,120 万 1,100 円、3 款民生費で 3,313 万 4,135 円、4 款衛生費で 2,193 万円、12 款教育費で 3,600 万円であり、繰越の総額は 14 億 458 万 9,433 円である。
- ・ 不用額の総額は、8 億 6,569 万 9,121 円である。
- ・ 不用額の多い主な費目は、8 款土木費で 3 億 2,579 万 1,265 円 (37.63%)、13 款災害復旧費で 1 億 1,085 万 1,732 円 (12.80%)、7 款商工費で 8,365 万 8,167 円 (9.66%)、3 款民生費で 7,729 万 1,337 円 (8.93%)、2 款総務費で 7,226 万 2,748 円 (8.35%) である。

3) 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 5 億 6,423 万 811 円（予算現額に対する割合 95.51%）
- ・ 歳 出 5 億 5,049 万 1,210 円（予算現額に対する割合 93.18%）

歳入歳出差引額は 1,373 万 9,601 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額で全額基金に繰り入れている。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 2,655 万 1,189 円の減、調定額に対する収入率は 99.07%（前年度 98.90%）、収入未済額は 530 万 6,140 円で、全額 1 款国民健康保険料である。
- ・ 不納欠損は、なし。
- ・ 一般会計からの繰入金は、4,110 万 6,000 円である。

○ 国民健康保険料の年度別の収入状況（参考）

（単位：千円）

年 度	予算現額	調定額 (A)	収 入 済 額			不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
			金額(B)	構成比%	B/A%		
28	168,046	189,219	171,957	24.68	90.88	512	16,750
29	160,419	181,038	168,048	24.41	92.82	1,129	11,861
30	143,203	167,482	156,464	27.24	93.42	1,029	9,988
元	156,643	160,630	153,051	25.74	95.28	0	7,589
2	163,480	163,855	156,850	24.82	95.72	146	6,859
3	176,464	173,163	167,836	29.75	96.92	0	5,306

※構成比は、収入済額の内、国民健康保険料の割合

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
金 額	37,382	34,825	38,345	36,559	58,430	41,106
構成比	5.36%	5.06%	6.68%	6.15%	9.25%	7.29%

○ 国民健康保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
一 般	11 件	11 件	31 件	19 件	32 件	13 件
	499	470	3,252	1,279	2,381	888
退職者	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
合 計	11 件	11 件	31 件	19 件	件	13 件
	499	470	3,252	1,279	2,381	888

○ 国民健康保険料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
国民健康保険料	6 件	14 件	6 件	0 件	2 件	0 件
	512	1,129	1,029	0	146	0
合 計	6 件	14 件	6 件	0 件	2 件	0 件
	512	1,129	1,029	0	146	

② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち主な費目は、2 款保険給付費で 2 億 9,588 万 4,865 円（53.75%）、3 款国民健康保険事業費納付金で 2 億 1,883 万 8,000 円（39.75%）、6 款保険事業費で 1,591 万 7,923 円（2.89%）、1 款総務費で 1,359 万 6,241 円（2.47%）である。この 4 款の合計は 5 億 4,423 万 7,029 円となり、決算額に対する比率は 98.86%である。
- ・ 不用額の総額は 4,029 万 790 円であり、不用額の多い主な費目は、2 款の保険給付費で 3,747 万 135 円（93.00%）、6 款の保健事業費で 146 万 5,077 円（3.64%）である。

○ 医療費等の推移（参考）

年 度	件 数 (件)	費 用 額		1 人当たりの費用額	
		金 額(千円)	対前年伸率%	金 額(円)	対前年伸率%
28	21,294	435,191	△18.55	306,689	△14.54
29	19,412	396,686	△8.85	296,423	△3.35
30	19,681	393,708	△0.75	306,383	△6.40
元	18,785	381,072	△3.21	311,585	1.70
2	15,604	363,927	△4.50	306,590	△1.60
3	16,819	354,331	△2.64	304,408	△0.71

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 9,357 万 3,320 円（予算現額に対する割合 103.17%）
- ・ 歳 出 8,793 万 9,710 円（予算現額に対する割合 96.96%）

歳入歳出差引残額は、563 万 3,610 円である。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額である。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 287 万 7,320 円の増である。調定額に対する収入率は 99.73%、収入未済額は 25 万 5,000 円で、全額 1 款後期高齢者医療保険料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、2,614 万 7,810 円である。

○ 後期高齢者医療保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
後期高齢者 医療保険料	14 件 35	8 件 102	4 件 261	3 件 17	4 件 75	2 件 255

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
金 額	24,379	25,424	27,263	25,246	27,826	26,148
構成比	30.19%	28.34%	33.32%	32.28%	30.74%	27.94%

② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 8,602 万 7,729 円で、決算額に対する比率は 97.83%である。
- ・ 不用額の総額は 275 万 6,290 円であり、不用額の多い費目は、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 238 万 5,271 円（86.54%）である。

(3) 介護保険事業特別会計

I 保険事業勘定

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 6 億 314 万 2,005 円（予算現額に対する割合 98.28%）
- ・ 歳 出 5 億 9,734 万 8,220 円（予算現額に対する割合 97.34%）

歳入歳出差引額は、579 万 3,785 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額で全額基金に繰り入れている。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 1,055 万 7,995 円の減である。調定額に対する収入率は 99.99%、収入未済額は 5 万 9,950 円であり、全額 1 款介護保険料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、8,991 万 2,601 円である。

○ 介護保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
介 護	7 件	5 件	10 件	0 件	2 件	2 件
保険料	41	101	285	0	20	44

○ 介護保険料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
介護保険料	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
金 額	64,481	69,747	70,389	79,759	94,867	89,913
構成比	13.36%	13.43%	13.29%	14.68%	16.70%	14.91%

② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち、2 款保険給付費は 5 億 660 万 4,591 円で、決算額に対する比率は 84.81%（前年度 82.91%）である。
- ・ 不用額の総額は 1,635 万 1,780 円であり、不用額の多い主な費目は、2 款保険給付費で 819 万 9,669 円（50.15%）、3 款地域支援事業費で 536 万 5,388 円（32.81%）である。

○ 第1号被保険者・介護給付費等の状況（参考）

年 度	第1号被保 険者年間平 均人員(人)	保 険 給 付 費 等					
		施設介護サービス給付費		居宅・介護予防 サービス給付費 (千円)	地 域 密 着 型 サービス給付費 (千円)	そ の 他 の サービス給付費 (千円)	地域支援 事 業 費 (千円)
		月平均人員 (人)	介護給付費 (千円)				
28	1,695	58.83	166,626	79,172	121,083	33,192	47,116
29	1,695	51.17	161,788	79,457	152,393	32,788	59,106
30	1,678	57.83	171,921	78,413	140,254	34,809	63,265
元	1,641	64.33	198,264	73,925	133,700	37,844	68,584
2	1,658	65.67	205,204	75,165	136,736	34,204	71,727
3	1,660	84.66	238,263	85,907	144,612	37,822	60,979

Ⅱ 介護サービス事業勘定

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 3,542 万 5,283 円（予算現額に対する割合 89.01%）
- ・ 歳 出 3,542 万 5,283 円（予算現額に対する割合 99.01%）

歳入歳出差引額は、0 円で、翌年度に繰り越すべき財源もなく、実質収支も 0 円である。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 437 万 4,717 円の減である。調定額に対する収入率は 100%となっている。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、3,412 万 9,275 円である。

○ サービス収入の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
自己負担金	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
金 額	27,007	14,908	26,915	25,540	46,528	34,129
構成比	88.66%	85.04%	90.54%	95.34%	97.29%	96.34%

② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち、1 款サービス事業費は 3,542 万 5,275 円で、決算額に対する比率は 100.00%（前年度 99.99%）である。
- ・ 不用額の総額は 437 万 4,717 円である。不用額の多い主な費目は、1 款サービス事業費で 415 万 3,725 円（94.95%）である。

(4) 簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 6 億 3,478 万 2,102 円（予算現額に対する割合 99.72%）
- ・ 歳 出 6 億 2,149 万 4,401 円（予算現額に対する割合 97.63%）

歳入歳出差引残額は 1,328 万 7,701 円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）0 円を差し引いた実質収支額は、1,328 万 7,701 円であり、全額基金に繰り入れている。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 180 万 9,898 円の減、調定額に対する収入率は 99.84%（前年度 99.92%）、収入未済額は 98 万 5,520 円であり、全額 1 款使用料及び手数料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、2 億 1,048 万円である。

○ 水道使用料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
水道使用料	24 件	27 件	19 件	16 件	17 件	15 件
	195	238	94	83	90	150

○ 水道使用料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
水道使用料	0 件	27 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	489	0	0	0	0

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	2 年度
金 額	52,020	44,765	100,683	327,952	500,915	210,480
構成比	2.23%	2.83%	15.01%	30.33%	36.87%	33.16%

② 歳 出

- ・ 不用額の総額は 1,509 万 7,599 円で、款別では、5 款災害復旧費 8,019 万 6 円（53.11%）、1 款総務費 233 万 3,033 円（15.45%）、などである。

(5) 公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 2 億 7,862 万 5,334 円（予算現額に対する割合 92.20%）
- ・ 歳 出 2 億 6,431 万 8,204 円（予算現額に対する割合 87.47%）

歳入歳出差引残額は 1,40 万 7,130 円で、全額基金に繰り入れている。

① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 2,356 万 3,666 円の減、調定額に対する収入率は 99.88%（前年度 99.88%）で、収入未済額は 33 万 4,610 円で全額 1 款使用料及び手数料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、1 億 1,954 万 9,000 円である。

○ 下水道使用料等の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
下水道使用料	17 件	12 件	7 件	11 件	11 件	9 件
	118	108	30	37	33	76
浄化槽使用料	5 件	8 件	7 件	3 件	8 件	4 件
	39	56	34	20	51	46
受益者負担金	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	0	0	0	0	0	0
合 計	22 件	20 件	14 件	14 件	19 件	13 件
	157	164	64	57	84	122

○ 下水道使用料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
下水道使用料	0 件	9 件	1 件	4 件	0 件	0 件
	0	250	27	28	0	0

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
金 額	113,056	111,420	169,629	122,562	110,149	119,549
構成比	52.05%	51.61%	58.14%	15.88%	44.42%	42.91%

② 歳 出

- ・ 不用額の総額は 607 万 796 円で、款別の内訳は、2 款施設費で 447 万 9,543 円（73.79%）、1 款総務費で 81 万 7,566 円（13.47%）などである。

4) 実質収支に関する調書

(1) 一般会計

一般会計の歳入歳出差引額は11億8,350万2,851円であるが、このうちには、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源として5億1,992万8,734円が含まれているので、実質収支額は6億6,357万4,117円である。

これには、前年度の実質収支額6億5,493万2,537円が含まれているので、本年度における単年度収支は、861万1,580円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	6,896,913	6,657,375	239,538	44,913	194,625	95,809
29	7,581,116	7,383,677	197,439	16,579	180,860	△13,764
30	13,834,239	10,057,375	3,776,864	1,805,216	1,971,648	1,790,789
元	22,126,076	19,867,044	2,261,032	671,222	1,589,810	△381,838
2	17,960,161	17,024,848	935,313	3,151,134	654,933	△934,878
3	13,583,922	12,400,419	1,183,503	1,404,589	663,574	8,642

(2) 特別会計

① 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業会計の実質収支額は1,373万9,601円であるが、これには、前年度の実質収支額の1,881万9,321円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△507万9,720円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	696,808	679,424	17,384	0	17,384	5,060
29	688,470	656,599	31,871	0	31,871	14,487
30	574,433	557,249	17,184	0	17,184	△14,688
元	594,463	556,532	37,931	0	37,931	20,747
2	631,886	613,067	18,819	0	18,819	△19,112
3	564,231	550,491	13,740	0	13,740	△5,080

② 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計における実質収支額は563万3,610円であるが、これには、前年度の実質収支額441万810円が含まれているので、本年度における単年度収支は、122万2,800円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	80,740	70,764	9,976	0	9,976	7,249
29	89,705	86,212	3,493	0	3,493	△6,483
30	81,811	79,340	2,471	0	2,471	△1,022
元	78,214	74,972	3,242	0	3,242	771
2	90,526	86,115	4,411	0	4,411	117
3	93,573	87,940	5,633	0	5,633	1,223

③ 介護保険事業特別会計

I 保険事業勘定

保険事業勘定における実質収支額は579万3,785円であるが、これには、前年度の実質収支額1,298万8,372円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△719万4,587円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	482,587	462,359	20,228	0	20,228	7,840
29	519,435	512,984	6,451	0	6,451	△13,776
30	529,717	512,086	17,631	0	17,631	11,180
元	543,317	535,212	8,105	0	8,105	△9,526
2	568,140	555,152	12,988	0	12,988	4,884
3	603,142	597,348	5,794	0	5,497	△7,195

II 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定における実質収支額は、歳入歳出同額であるので、0円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	30,461	30,461	0	0	0	0
29	17,531	17,531	0	0	0	0
30	29,727	29,727	0	0	0	0
元	29,790	29,790	0	0	0	0
2	47,823	47,823	0	0	0	0
3	35,425	35,425	0	0	0	0

④ 簡易水道事業特別会計

簡易水道事業特別会計における歳入歳出差引額は1,328万7,701円であるが、これには、前年度の実質収支額2,642万5,842円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△1,313万8,141円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	2,337,499	2,314,253	23,246	76	23,170	△1,180
29	1,580,546	1,565,096	15,450	0	15,450	△7,723
30	670,961	606,065	64,896	29,894	35,002	19,552
元	1,081,181	1,039,795	41,386	9,924	31,462	△3,540
2	1,358,632	1,322,282	36,350	100	36,250	4,788
3	634,782	621,494	13,288	0	13,288	△13,138

⑤ 公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計の歳入歳出差引額は1,430万7,130円であるが、このうちには、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源として10万円が含まれているので、実質収支額は1,420万7,130円である。

これには、前年度の実質収支額1,351万6,077円が含まれているので、本年度における単年度収支は、66万1,053円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

年 度	決 算 額			繰 越 明許費	実 質 収支額	単年度収支額
	歳 入	歳 出	差 引			金 額
28	217,224	206,982	10,242	0	10,242	919
29	215,875	207,521	8,354	0	8,354	△1,887
30	291,753	265,239	26,514	5,020	21,494	13,140
元	771,930	739,977	31,953	0	31,953	10,459
2	247,951	234,435	13,516	0	13,516	△18,437
3	278,625	264,318	14,307	100	14,207	691

5) 財産に関する調書

(1) 公有財産

① 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行政財産	9,625,831.30	54,816.63	9,680,647.93
	普通財産	15,682,569.69	△52,057.91	15,630,511.78
	合 計	25,308,400.99	2,758.72	25,311,159.78
建 物	行政財産	86,020.26	2,705.13	88,725.39
	普通財産	5,679.70	117.59	5,797.29
	合 計	91,699.96	2,822.72	94,522.68

土地の移動については、行政財産（公共用財産）の交流促進センター（こぶしの湯）781.00 ㎡、子育て支援住宅（上厚真・厚真）5,956.19 ㎡、エネルギー6次産業化プロジェクト発電施設（新町）42,196.00 ㎡、多目的緑地広場（幌内）5,883.44 ㎡、普通財産（一般）のチカエツ川やウクル川の砂防工事用地売却等と土地の寄付及び町道廃止移管分で△49,312.91 ㎡などが主なものである。

建物の移動については、行政財産（公共用財産）の木造公営住宅 2,602.36 ㎡、同じく非木造 102.77 ㎡、普通財産（一般）の町有住宅取り壊し（新町）、古民家移築再生（豊沢）で（木造）117.59 ㎡が主なものである。

② 山林

(単位：㎡・m³)

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
山 林	行政財産	7, 180, 318. 82	0	7, 180, 318. 82
	普通財産	15, 185, 488. 82	△2, 745. 00	15, 182, 743. 82
	合 計	22, 365, 488. 82	△2, 745. 00	22, 363, 062. 64
立 木	行政財産	93, 792	142	93, 934
	普通財産	253, 429	2, 301	255, 730
	合 計	347, 221	2, 443	349, 664

立木の蓄積量は、北海道が作成する森林調査簿から材積を算出している。

③ 出資による権利

(単位：円)

出 資 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
24 件	185,072,910	2,738,352	187,811,262

出資による権利については、苫小牧森林組合の配当で 3,533,000 円の増、北海道市町村備荒資金組合の配分金の積立による 745,352 円の増、(株) 苫東の減資による 1,540,000 円の減である。

④ 無体財産権

(単位：件)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
商 標 権	3	0	3

(2) 物 品 (単位：点)

物 品 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
308 件	830	4	834

(3) 債 権 (単位：円)

債 権 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
2 件	137,597,000	2,630,455	140,227,455

債権の移動については、空き家等利活用資金貸付の増が主である。

(4) 基 金 (単位：円・㎡)

基 金 数	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
預 金 28 件	9,585,004,526	1,913,230,397	11,498,234,923
土 地 0	0	0	0

基金の移動については、本年度中の増減額が19億1,323万397円となっており、減債基金11億6,554万7,825円、復旧・復興基金7億4,173万1,742円、公共施設維持補修基金3億1,045万2,677円、簡易水道基金2億6,390万8,745円、ふるさと応援基金2億1,285万3,228円、役場庁舎建設基金1億9万8,499円、エネルギー地産地消事業基金△6億8,180万7,009円、水基金△2億9,712万4,906円などが主なものである。

6) 厚真町土地開発基金運用状況調書

○ 土地開発基金運用状況調書 (単位：円)

区 分			前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	取 得(㎡)		83,814.31	0	83,814.31
	譲 渡(㎡)		△83,814.31	0	△83,814.31
	保 有(㎡)		0.00	0	0.00
資 金	受	原 資	36,000,000	0	36,000,000
		収 益	103,819,914	4,578	103,824,492
		累 計	139,819,914	4,578	139,824,492
	払	運 用	336,740,537	2,749,860	369,490,397
		戻 入	△274,578,594	△25,674,800	△300,253,394
		戻入未済額	92,161,943	△22,924,940	69,237,003
	現 金 残 高		47,657,971	22,924,940	70,587,489

○ 保有土地及び戻入未済額の内訳 (単位：円)

所在地	利 用 計 画	取得年月日	面積(㎡)	取得価格
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

○ 土地開発公社貸付状況 (単位：円)

貸付金額	償還金額	差引残額	備 考
302,081,680	△232,844,677	69,237,003	

5 審査結果及び意見

- (1) 令和 3 年度の厚真町各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、各会計歳入歳出諸帳簿等と照合審査した結果、決算書の計数はいずれも正確であり、決算内容においても適正と認めた。
- (2) 財産に関する調書の公有財産、物品、債権及び基金の計数は、いずれも妥当であると認めた。
- (3) 災害関係以外の目間流用においては、減少傾向である。引き続きやむを得ない場合を除き、その事務処理には十分留意されたい。
- (4) 税等の滞納事務においては、徴収猶予分を除き徴収努力が認められる。今後も引き続き徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってほしい。
- (5) 固定資産税、公営住宅使用料等において、令和 3 年度に発生した滞納繰越の件数及び額が増えている。徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってほしい。